



佐藤 守正

一
般
質
問

国民健康保険行政 における 弱者救済について

町条例による国保税の減額免除(申請減免)について

質問

湯沢町国民健康保険税条例第十四条は国民健康保険税の申請減免について定めてあるが、この条例の適用を受けたケースはどれくらいあるのか。また適用件数が少ないとしたら、その理由はどこにあると考えるか。

町長答弁

過去五年間で十六件ある。十九年度は一件、二十年度は二件である。内訳は拘禁にかかわるもの十二件、破産が四件、病气一件である。

弱者救済への対応として、低所得者に対しては二、五、七割軽減を行う制度がある。この減額対象世帯は二十年度においては七八九世帯で

全体の約四十%を占めている。このことから過去五年間の減免適用件数が年間二から三件になっているのだろうか。

質問

年間二から三件というのは、皆無に近いといってもいい件数だ。昨年の秋のリーマンショック以降、湯沢町にも失業によって所得が無くなった人や、それに準ずる人は相当数生まれたはずなのに、国保税の減免を申請した人がこんなに少ないというのはどうしてだろうか。職が無くなり収入の道が無くなっても、国保税は前年度の収入に対して課せられる。困っている人はこういう制度があることを知っていれば、これに頼ろうと思うはずだ。

広く町民にこの条例を紹介し、失業などで収入が無くなった時などには相談するよ

う呼びかける必要があると思う。

町長答弁

知らないで申請をしない人もあるだろうから、機会を通して町民の皆さんに理解をしてもらおうようにしたい。あるものがあるということ、町民の皆さんから知ってもらう必要がある。

一部負担金の減免についても措置をせよ

質問

国民健康保険法の第四十四条には、「保険者は一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対して、その支払を減額または免除することができる」と書かれている。病院の窓口で支払う一部負担金の減額あるいは免除についての規定である。

湯沢町においてこの適用の事例はあるのか。また、それを実行するための町の基準を定めた条例がないことは不備と思われるがいかがか。

町長答弁

これまでの適用事例はない。このことについての条例整備は、厳しい国保財政の運営の中にあつて緊急的に取り組むべきこととしてはとらえていなかった。しかしながら経済情勢の低迷が続く中、またこの七月にこの減免制度について国および県からの運用についての通知が出ているので、生活に困窮する町民に対する対応として、また医療機関の未収金問題解決の手段の一つとして、今後検討も必要だと感じている。

質問

湯沢病院での一部負担金の未収金は平成二十年度で一九〇件ほど、金額にして二二万円ほどあるという。そのうち町内在住者が金額の四〇%を占めている。そのほとんどが払いたくても払えないで困窮している方々だと思う。いま全国の自治体の五五%でこの国保法四十四条に対

応する条例が作られていて、それを住民が利用している。湯沢町でも、一日も早く条例を作り、病院の窓口でそれを告知するポスターを掲げる必要があると思うが如何か。

町長答弁

この件についてはよく調査をして、今の議員の言われることをよく確認して対応してまいりたい。本当に困っている人が多くなっている、その状況をよく踏まえて対応していきたい。

質問

新年度から一部負担金の減免分の二分の一を国庫補助するための準備が進んでいる。これは実績のある自治体に対してしか支給されない補助だから、湯沢町としても早急にこれに対応する条例を作るべきだと再度要請したい。

町長答弁

その方向で対応していきたい。